

## パートナーシップ構築宣言

株式会社クロスタウン(代表取締役 高橋新樹)は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

株式会社クロスタウンは、直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組みます。また、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携を推進し、取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言・支援も進めます。

#### 【具体的な取り組み内容】

##### a. 企業間の連携

- ・ オープンイノベーションを活用した新規事業創出を推進します。
- ・ 取引先企業の経営改善や販路拡大をサポートし、共に成長する体制を構築します。

##### b. IT 実装支援

- ・ 取引先企業のWebサイト制作、SNS運用支援、デジタルマーケティングの実施を通じて、デジタル化と業務効率化を支援します。
- ・ データの相互利用やIT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言を行います。

##### c. 専門人材マッチング

- ・ 取引先のニーズに合わせて、SNSマーケティングやPR、Webデザインなどの専門人材をマッチングし、ビジネス課題解決を支援します。

##### e. 健康経営に関する取組

- ・ パートナー企業や取引先と協力し、健康増進施策の共同実施を推進します。

- ・ 社内外での健康経営に関するノウハウ提供を通じて、従業員の健康維持をサポートします。

## 2. 「振興基準」の遵守

株式会社クロスタウンは、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 【具体的な遵守事項】

#### 1. 価格決定方法

- ・ 合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。
- ・ 原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。
- ・ なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### 2. 手形などの支払条件

- ・ 下請代金は可能な限り現金で支払い、手形等で支払う場合でも割引料を下請事業者の負担としません。
- ・ 手形の支払サイトは60日以内とし、取引先企業の資金繰りの安定に貢献します。

#### 3. 知的財産・ノウハウ

- ・ 「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### **4. 働き方改革等に伴うしわ寄せ防止**

- 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。
- 災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

**株式会社クロスタウン**

令和 7 年 3 月 7 日

代表取締役 高橋新樹